

不足額給付Ⅱ（対象例になりうる例）

（例1）

（個人事業主）・妻（事業専従者）の世帯

納税者である夫の個人商店を手伝う事業専従者（配偶者控除・扶養控除の対象とならない）の妻であって、自身の給与収入が概ね100万円に満たない（所得税・住民税が課されない）場合

